

市立学校長 様



学校教育課長

部活動実施上の留意事項について（通知）
（令和4年6月21日時点）

このことについて、令和4年4月25日付教学教内第70号で通知したところですが、今後の部活動の実施にあたっては、下記のとおり対応するようお願いいたします。

なお、県内外の感染状況は予測困難な状況であり、引き続き慎重な対応が必要です。

新型コロナウイルスの感染防止に向けて、教職員、生徒、保護者、外部指導者へ確実に周知するようお願いいたします。

記

1 部活動の取り扱いについて

- (1) 活動時間や休養日の設定は、「長岡市中学校部活動基本方針」を遵守すること。
- (2) 練習試合、合同練習等について、交流範囲の制限は解除する。ただし、実施にあたっては、その必要性を慎重に検討し、実施の可否を判断すること。

2 大会等（コンクール等を含む）への参加について

- (1) 参加範囲の制限は解除する。各競技団体や文化団体が示している感染症ガイドラインに沿って運営される大会、コンクール等への参加を可能とする。
- (2) 大会等への参加にあたっては、校長は十分な感染症対策が講じられていることを事前に確認し、必要性を慎重に検討し、参加の可否を判断すること。

3 対策及び留意事項について

- (1) 朝の検温及び活動前の健康観察を確実に行うとともに、発熱や通常時と比べて少しでも疑わしい症状（咽頭痛、だるさ等）がある場合は、活動に参加させないこと。
- (2) 基本的な感染防止策（マスク着用、手洗い、三密の回避）の徹底を心がけること。
- (3) 熱中症の観点等の身体へのリスクの観点から、以下のことに留意すること。
 - ① 運動及び演奏時等は原則マスクは着用しないこと。様々な理由からマスクの着用を希望する生徒については、その意向を尊重するが、熱中症の危険があり、命にかかわることを理解させたい見学等の措置をとること。
 - ② 運動及び演奏後のマスクの着用については、身体へのリスクを考慮し、身体的距離を保ちながら、クールダウンで呼吸を整える時間を設けるなどの配慮を行うこと。
 - ③ 活動場所へ徒歩や自転車で移動する際においてもマスクは着用しないこととする。
- (4) バスや電車等を利用して移動する際は、移動中の感染対策に留意すること。
- (5) 昼食をとる必要がある場合は、互いの間隔を空け、「黙食」を徹底する。
- (6) 宿泊を伴う活動の際は、1室あたりの宿泊者を減らすとともに、宿泊での食事や入浴場面での感染拡大を防止するため、宿泊先の担当者とは十分に打合せを行うこと。
- (7) 活動場所の換気は、スペースに関係なく常時外窓を開けて行うなどの対策を講じること。
- (8) 器具や用具を共用する場合は、使用前後の手洗い、手指消毒を徹底し、器具や用具の消毒を行うこと。

4 活動状況の把握について

- (1) 活動を行う際は、顧問は活動状況を確認し、上記対策及び留意事項の徹底を図ること。
- (2) 校長及び教頭は、練習日、活動時間、活動場所、大会の参加計画書等の確認など、自校の活動状況を確認するとともに、活動時に巡回するなど感染予防対策の状況を確認すること。

担当：学校教育課 学校支援係
三津輪宏之 高橋 明大
電話：0258-39-2249